

新規指定申請に必要な書類一覧表

※法人・個人で提出書類が異なります。（必須＝○、状況により必要＝△）

※書類提出前に、必ず「確認欄」でチェック「✓」して、書類に不足がないようご確認ください。

※詳しい説明は『新規指定の手引き』に記載しています。必ずお読みください。

横浜市下水道河川局管路保全課 (R8.4)

法人	個人	No	書類名	注意事項	確認欄
○	○	1	排水設備指定工事店 指定／指定更新 申請書〔第1号様式〕	第1号様式	
○	—	2	登記事項証明書(法人用)の全部事項証明書（現在または履歴） ・登記官による証明文と登記官の公印のあるものに限る。	【原本】を提出 3か月以内のもの	
△	△	3	委任状及び印鑑証明書（【法人】法人登記用のもの、【個人】実印） ・申請書上の申請者が、代表者以外となる場合のみ必要です。 （申請書の「申請者」が代表者の名義であれば、いずれも不要）	【原本】を提出 3か月以内のもの	
△	△	4	営業所の所在地を証する書類（公共料金領収書等又は賃貸借契約書の写しなど） ・指定を受ける営業所の所在地が登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)に記載されていない場合の	『写し』を提出	
—	○	5	住民票の写し（代表者のもの、住所地の市区町村で発行） ・本籍、世帯主、マイナンバー、代表者以外の者の記載がないものに限る。	【原本】を提出 3か月以内のもの	
○	○	6	営業所の案内図及びレイアウト図〔第2号様式〕	第2号様式	
○	○	7	営業所の写真（営業所の外観・看板・所内の様子） ・営業している旨が把握できるよう撮影する。	直近のもの	
○	○	8	排水設備工事責任技術者名簿〔第3号様式〕	第3号様式	
○	○	9	排水設備工事責任技術者の合格証又は講習修了証 ・神奈川県下水道協会が発行した、有効期間内のもの。	『写し』を提出	
△	△	10	排水設備工事責任技術者の雇用関係を証する書類 ・健康保険の資格確認書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書などの写し。	『写し』を提出	
○	○	11	設備・器材所有調書〔第4号様式〕	第4号様式	
○	○	12	設備・器材の写真（倉庫の外観・看板・倉庫内の内部・器材・車両） ・倉庫全体の外観・看板や内部の保管状況、器材・車両の所有状況がわかるよう撮影する。	直近のもの	
△	△	13	横浜市以外の排水設備指定工事店証（3市町村分まで） ・神奈川県内の他の市町村より指定工事店の指定を受けている場合。	『写し』を提出	
△	△	14	横浜市水道局指定給水装置工事事業者指定書 ・横浜市の給水装置工事事業者の指定を受けている場合。	『写し』を提出	

お問合せ先:横浜市下水道河川局管路保全課下水道普及担当

電話045-671-2829